

平成27年度事業計画

一般財団法人自治体衛星通信機構

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から地域衛星通信ネットワークの運用を開始し、以来、その目的を達成するため適正な管理運用を行っている。

平成15年4月からは第二世代システムの運用を開始し、平成19年度には、映像デジタル化による映像伝送の多チャンネル化の実現、平成25年度には、ヘリサット映像伝送サービスを開始するなど、衛星通信サービスの拡充に努めてきたところである。また、平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、回線の提供等その支援を行っている。

平成26年度は、広島土砂災害、御嶽山噴火及び長野県北部地震等による災害が発生したが、このような災害が発生した際に、国及び地方公共団体に地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、情報の迅速な収集伝達に協力して取り組んでいる。

地域衛星通信ネットワークの第二世代システムは、平成27年度からは32都府県で運用され、地球局の数は、平成26年度末現在で約3,100となっており、47都道府県全てと全国の市町村の約82%、消防本部の約59%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令及び衛星電話などの機能を持つ世界にも類例のないネットワークとなっている。

平成23年3月11日の東日本大震災においては、地域衛星通信ネットワークが震災直後から唯一の通信手段として活用され、改めて、その耐災害性及び重要性が実証されたところである。しかしながら一方で、近年、高速大容量の地上系情報通信網が加速度的に整備されたほか、地方公共団体の厳しい財政状況や市町村合併の進展等により、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は減少傾向にある。

このような中、当機構は平成26年4月に一般財団法人に移行したが、当機構の経営全般に関する事項を包括的に検討・推進するため、昨年7月に、理事長を本部長とする「一般財団法人自治体衛星通信機構経営本部」を設置した。続いて10月には、地域衛星通信ネットワークの整備・運用のあり方等について、幅広い視点から検討を行い、今後の経営に資するため、外部有識者で構成する「一般財団法人自治体衛星通信機構有識者会議」を発足した。

本年度も引き続きシステムの第二世代化等に努めるほか、これらの場での検討を通じて、地域衛星通信ネットワークの充実強化を行っていくこととする。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的な運用

山口及び美唄管制局の設備については、設置からともに12年以上を経過し修理等が困難となりつつあることから、長期計画に基づき、両管制局設備のうち回線接続制御装置や無線共通設備など大半の設備を平成25年度から3カ年で更新して、今後のネットワークの安定的な運用を図る。

(2) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、既に第二世代システムを構築した32都府県等に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施する。また、残る15道県が第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行う。

(3) 地球局免許の更新等

当機構は、平成18年4月から地球局免許人となって、電波法関連手続の簡略化、及び地球局免許の一元的管理を行い、地方公共団体における免許関係経費の節減を図っている。平成27年度は、地球局の免許期間が満了となる為、約140局の地球局及び4件の包括免許局の再免許申請を行う。また、現通信衛星の交代に伴う全地球局の変更申請を行うとともに、総務省の通達に基づく免許状記載の変更、定期検査の簡略化に対応する。

なお、電気通信事業法の改正により、当機構の電気通信主任技術者に講習を受けさせる。

2 第二世代システムの普及促進

(1) 都道府県の地球局設備の第二世代化の促進

地域衛星通信ネットワークの中核となる都道府県の地球局については、既に更新時期を過ぎているシステムもあること及び東日本大震災を教訓とした南海トラフ巨大地震や首都直下地震等を想定した対応の必要性等から、第二世代化を促進する。

第二世代化を計画している団体に対しては、情報の提供及び技術支援等を行う。

(2) 機能スリム化V S A Tの普及

いわゆる機能スリム化V S A Tについては、現行の地域衛星通信ネットワーク第二世代システムに準拠した地球局であるとともに、都道府県が必要とする最低限の機能にすることにより、低廉化を図ることができる大きなメリットがある。本年度もこの機能スリム化V S A Tの普及を通して第二世代化の促進を図る。

(3) 市町村などにおける地球局の維持強化

平成23年3月の東日本大震災において、地域衛星通信ネットワークが国・県と市町村の間の唯一の通信手段として活用され、その重要性等が実証されたところであり、市町村などの地球局の運営について、その維持強化を図る。

3 衛星通信サービスの充実強化

(1) 利便性の向上

個別通信やヘリサット映像伝送などの衛星通信サービスについては、引き続きパケット型データ伝送等の一部を除き、無料で提供する。

平成27年度も第二世代化を計画中の団体等の要望に応じて、IP映像中継サービスを提供する。

また、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等について、地方公共団体の業務に役立つ各種映像をデジタル映像伝送サービスを用いて、全国に積極的に配信するなど映像発信の一層の充実に努める。あわせて、機構ホームページの自治チャンネル・消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど、映像コンテンツの有効活用に努める。

そのほか、経営本部において、次期映像伝送方式、東京局の更新及び後継衛星の利用のあり方等について検討を行う。

(2) 広報・啓発活動の強化

大規模災害時における地域衛星通信ネットワークの重要性が実証されたところであり、今後とも地方公共団体には、パンフレットの活用、全国連絡会議の開催及び広報誌・衛星電話番号簿等の発行を行い、併せてホームページの更新等を通じて、広く一般に衛星通信サービスの利便性等の情報について、その周知を強化する。

(3) ネットワークの充実強化に向けた検討及び活動

経営本部及び有識者会議において、地域衛星通信ネットワークによる新たなサービスの展開や既存サービスの見直し等について、短期的・長期的な視点から検討を行う。併せて、ユーザーである地方公共団体との連絡調整をより一層深め、現状及びニーズの把握に努める。

これらを踏まえ、地域衛星通信ネットワークの整備及び利用の促進を図るため、国等に対し、地方公共団体への支援の充実等について働きかけを強化する。